梨県公

第千九百三十五号

平成二十一年

月

日 <u>_</u>(-) 解除に係る保安林の所在場所

三月三十日

指定理由の消滅

曜 五、九五〇の一〇 南巨摩郡増穂町高下字北畑九四九の一一 (次の図に示す部分に限る。)、九四九の

土砂の流出の防備

保安林として指定された目的

 (Ξ) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、 その図面を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供

する。)

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定.......

特定非営利活動法人の設立の認証申請 (二件)

都市計画事業の事業計画の変更認可........ 山梨県工業技術センター 諸収入条例別表の規定による知事の定める額の

一部改正

目

次

示

告 示

山梨県告示第百十一号

り、次のように保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項及び第二項の規定によ

山梨県知事

(-) 解除に係る保安林の所在場所

平成二十一年三月三十日

六、九四九の一一 (次の図に示す部分に限る。) の三五、九四八の三六、九四八の三七、九四八の四四、

保安林として指定された目的

解除の理由

 (Ξ)

Щ

梨

県

横 内 正 明

南巨摩郡増穂町高下字北畑九四八の三〇、九四八の三二、九四八の三三、九四八 九四八の四五、九四八の四

土砂の流出の防備

山梨県告示第百十二号

山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用す 山梨県工業技術センター 諸収入条例別表の規定による知事の定める額 (昭和六十一年

平成二十一年三月三十日

山梨県知事

横

内

正

明

1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。

2の表中繊維 (ニット製品及びその原材料を除く。) の部を削り、 同表素材、 機械

電子及び化学の部を次のように改める。

析 微少領域エックス線回折装置 による分析 高エネルギー応力解析装置に よる分析 エックス線回折装置によるデ	エックス線回折装置による分	析
対の領域に対し、一人のの対し、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し	エックス線回	表面分析深さ方向分析
	1 言式 * 斗	1 記米
ガ 説 験	エック	材料試 驗(表 面分析 試験)
		紫機電が、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

梨 県 公 報 第千九百三十五号 平成二十一年三月三十日

Щ

験光分置る)と分析に分離を光装よ杯業				験(は い と と と と と と に に に に に に に に い に い に れ に れ に れ に れ に	
	- 1	1	二		
30分以内 30分を超えた後30分毎	120nm ~ 800nm Tッチング時間	複合環境槽を使用した振動試験 験 測定波長領域 190nm ~ 800nm	抗局衛力会术医命		複成分
4,350円 4,350円	8,510円	4,070円	2.550日		24,070円

山梨県告示第百十三号

部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十一年三月三十日

警戒区域 山梨県知事

山梨県知事 横 内 正

明

														北杜市	市町村名
下 原 4	下原 3	下原	下原 1	御所の2	御所	上 神 取	三之蔵	正楽寺	大内 2	大内 1	中 込 3	中 込 2	中 込 1	上 神 取	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類 原因となる自然
														次の図のとおり	土砂災害警戒区域の表示

若神子新町 2	若神子新町 1	下和田 3	下和田	下和田 1	若神子の2	若神子	中小倉 6	中小倉 5	中小倉 4	中小倉 3	中小倉	中小倉	下原の2 5	下原の 2 4		下原の ₂	原 の 2 2	
1 急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	ったの意傾斜地の崩壊	4 急傾斜地の崩壊	急低余地の崩壊	急員斗也つ	急傾斜地の	急催金対の										

若神子新町 3	急傾斜地の崩壊
滕	急傾斜地の崩壊
滕田 2	急傾斜地の崩壊
滕 田 3	急傾斜地の崩壊
屋	急傾斜地の崩壊
竹之内 1	急傾斜地の崩壊
竹之内 2	急傾斜地の崩壊
田屋の2	急傾斜地の崩壊
事 1	急傾斜地の崩壊
上手 2	急傾斜地の崩壊
上手 3	急傾斜地の崩壊
事 4	急傾斜地の崩壊
上手 5	急傾斜地の崩壊
東原原	急傾斜地の崩壊
東 原 の 2 1	急傾斜地の崩壊
東原の 2 2	急傾斜地の崩壊
東原 の 2 3	急傾斜地の崩壊
東原の2 4	急傾斜地の崩壊
浅川	急傾斜地の崩壊

高 松 の 2	高松 3	高松 2	高 松 1	中丸	成岡	長沢	玉山	上和田	原長沢 4	原長沢 3	原長沢 2	原長沢 1	窪長沢の2 4	窪長沢の2 3	窪長沢の2 2	窪長沢の2 1	窪長沢の1 2	窪長沢の1 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

前 林 2	前 林 1	日野原	日野原	日野原 1	富岡 3	富岡	富 岡 1	片 瀬 2	片 瀬 1	大日向 4	大日向 3	大日向 2	大日向 1	十 曲 の 2 3	十 曲 の 2 2	十 曲 の 2	<u>士</u> 曲 2	士 曲 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山 梨 県 公 報 第千九百三十五号 平成二十一年三月三十日

-																			
-	西村沢	五反田川	中込南沢	大林寺川	栃沢の1 2	栃沢の1 1	正楽寺川の4	正楽寺川の3	正楽寺川の2	正楽寺川の1	正楽寺川	栃沢川	米山沢川	向沢川	湯沢川	宮久保 2	宮久保 1	下笹尾	前林 3
-	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
-																			
-	古	古	+		库	庤	垢		5	5	ŧπ	ŧπ			ŧπ	7	左	+	- ds
	東久保川 2	東久保川 1	大門沢	西久保川	唐沢 2	唐沢 1	栃久保沢	下原沢	名ぞ入沢の1	名ぞ入沢	和田川 2	和田川 1	西尾東沢	西尾西沢	和入沢	ススメ久保川	矢倉川	大和川	小笠原沢
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
																			_ -

下原 御所の2 1 </th <th></th> <th>北杜市</th> <th>市町村名</th> <th>二 土砂災害特別警戒区域</th> <th></th> <th></th> <th></th>												北杜市	市町村名	二 土砂災害特別警戒区域			
土石流 土田 土田 土田 土田 土田 土田 土田 土			御所の2	御所	上 神 取	三之蔵	正楽寺					上神取	区域の名称	警戒区域	' '		
土砂災害特別警戒区域の表 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然		土石流	土石流	土石流											
												次の図のとおり	れる衝撃に関する事項建築物に作用すると想定さ示及び当該自然現象により示及び当該自然現象により土砂災害特別警戒区域の表				

若神子新町 3	若神子新町 2	若神子新町 1	下和田 2	下和田 1	若神子の2	若神子	中小倉 6	中小倉 5	中小倉 4	中小倉 3	中小倉 2	中小倉 1	下原の2 4	下原の2 3	下原の2 2	下原の2 1	下原 4	下原 3
急傾斜地の崩壊																		

山 梨 県 公 報 第千九百三十五号

三十五号 平成二十一年三月三十日

	窪長沢の1	窪長沢の1	浅川	東原の 2 4	東原の 2 3	東原の ₂	東 原 の 2 1	東原	上手 5	上手 4	上	上手 2	上手 1	田屋の2	竹之内 1	田屋	藤田 3	藤田 2	藤田
-	2 急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

士曲 2	曲 1	高 松 の 2	高 松 3	高 松 2	高 松 1	中丸	成岡	長沢	玉山	上 和 田	原 長 沢 4	原長沢 3	原長沢 2	原長沢 1	窪長沢の2	窪長沢の2	窪長沢の2	窪長沢の2
															4	3	2	1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宮久保 2	宮久保 1	下笹尾	前林 3	前 林 2	前 林 1	日野原 3	日野原 2	日野原 1	富岡 3	富岡 2	富岡 1	片瀬 2	片 瀬 1	大日向 2	大日向 1	+ 曲の2	+ 曲の2	十二曲の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

_	西尾東沢	西尾西沢	和入沢	ススメ久保川	矢倉川	大和川	小笠原沢	五反田川	中込南沢	大林寺川	栃沢の1 2	正楽寺川の4	正楽寺川の3	正楽寺川の2	正楽寺川の1	正楽寺川	米山沢川	向沢川	湯沢川
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県知事

内

正

明

進並びに地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

東久保川 5	東久保川 4	東久保川 3	東久保川 2	東久保川 1	大門沢	西久保川	唐 沢 2	唐 沢 1	栃久保沢	下原沢	名ぞ入沢の1	名ぞ入沢	和田川 2	和田川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
			I= 1'	1 (т	_	_	

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

都留都市計画下水道事業都留市公共下水道

Ξ 事業施行期間

平成六年三月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

字市部、字上の山及び字山梨並びに大字夏狩字山梨原及び字曽里畑の各一部を加え、 平成十六年山梨県告示第五百七十七号の事業地に都留市大字十日市場字西海道、

つる五丁目、田原四丁目並びに大字田野倉字古沢及び字中野原地内において事業地

使用の部分

を変更する。

変更なし

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

申請のあった年月日 平成二十一年三月十九日

びにその定款に記載された目的

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

2 名称 特定非営利活動法人めぐみ園 代表者の氏名 渡邊惠子

主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町

4 定款に記載された目的

3

業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月三十日

山梨県告示第百十四号

職業体験、就労の場を提供する事業を行い、障害者等の自立支援及び社会復帰の促 に対して、地域の中で暮らしやすい環境を作るため、小規模作業所の運営等による この法人は、精神障害者をはじめとするすべての障害者、高齢者、社会的弱者等

縦覧期間 平成二十一年三月二十三日から平成二十一年五月二十二日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 内 正 明

申請のあった年月日 平成二十一年三月十九日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人リトルキャッツ
- 2 代表者の氏名 土屋裕子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市川田町百九十二番地
- 定款に記載された目的

できるまちづくり及び環境の保全に寄与することを目的とする。 き、人と犬猫が適正に共生できるための各種事業を行い、人と犬猫が快適に共生の この法人は、犬猫の飼い主や犬猫と共生する者に対して、動物愛護の精神に基づ

Ξ 縦覧期間 平成二十一年三月二十三日から同年五月二十二日まで

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

た。 次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があっ 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

問介護・重度訪	ラ753一〇一号室 三〇番地一カリエー 問介護 留吹市石和町松本八 居宅介護	セントケア笛吹	式会社セントケア山梨株
就労移行支援	五七番地六甲府市右左口町一二	スの会とというというというできます。これでは、人ピーといって、これでは、人の会には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	社会福祉法人ピー
サー ビスの種類	事業所の所在地	事業所の名称	名称

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

次の者を指定障害者支援施設として指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

知的障害者	施設入所支援] - - - !	園!	1
知的障害者	生活介護	草二七四八番地 南都留郡忍野村忍	富士聖ヨハネ学 障害者支援施設	聖ヨハネ会社会福祉法人
主たる	サービス内容 主たる対象者	施設の所在地	施設の名称	名称

土地改良区役員の退任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、徳島

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

月 哲町 折	崎市清哲町折居八九七	平	
當		平	平成二十一

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十一年三月三十日

山梨県知事

横

内

正

明

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

三九八の一、一三九八の二、一四〇〇の一、一四〇〇の二及び一四〇一の一の区域 中央市成島字中田一三九五の三、一三九七の一、一三九七の三、一三九七の四、一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢一丁目三番九号 土屋忠晴

発行者	山梨県
山梨	県 公 報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千九百三十五号
丁目六番一号	平成二十一年三月三十日
印刷所 株井	月三十日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	-10